三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回り格差をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十三億円
内訳（別表のとおり）
三千三百十七億五千六百四十万四千円

七　払込金額　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　振替単位　平成二十六年二月十四日

十　発行日　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}-\text{募入利回り格差}}{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十一　発行価格

十二　利率　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×（各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365）

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　経過利子の払込み

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2
（別表のとおり）
額面金額百円につき百円

十五　償還期限　銘柄毎の基準利回は、平成二十六年二月十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十六年二月十二日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十六　償還金額　日本銀行

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　財務大臣から通知を受けた者

十八　元利金支払場所

十九　入札参加者　平成二十六年二月十四日

二十　払込期日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券(二十年)（第百十三回）	二・一％	平成四十一年九月二十日	十四億円
利付国庫債券(二十年)（第百十四回）	二・一％	平成四十一年十二月二十日	六百二十億円
利付国庫債券(二十年)（第百十五回）	二・二％	平成四十一年十二月二十日	百十六億円
利付国庫債券(二十年)（第百二十回）	一・六％	平成四十二年六月二十日	六百二十七億円
利付国庫債券(二十年)（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	三百三十一億円
利付国庫債券(二十年)（第百四十一回）	一・七％	平成四十四年十二月二十日	三十一億円
利付国庫債券(二十年)（第百四十二回）	一・八％	平成四十四年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券(三十年)（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	十五億円
利付国庫債券(三十年)（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	十億円
利付国庫債券(三十年)（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	百二十五億円
利付国庫債券(三十年)（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	五十二億円
利付国庫債券(三十年)（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	百四十二億円
利付国庫債券(三十年)（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	七十億円
利付国庫債券(三十年)（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	二百八十二億円
利付国庫債券(三十年)（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	十六億円
利付国庫債券(三十年)（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	二億円
利付国庫債券(三十年)（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	二十億円